3　共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

(1)　証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報

(2)　証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明

(3)　証言、供述又は物件の提出が求められている者に対する質問表

(4)　取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての正確な説明

(5)　見分されるべき人、物件又は場所に関する情報

(6)　人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明

(7)　特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報

(8)　送達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報

(9)　請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明

(10)　請求締約者の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報

(11)　請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(12)　請求する共助の実施を容易にするために被請求締約者の注意を喚起すべきその他の情報

4　被請求締約者が、共助の請求に当たって通報された情報が共助を実施する上でこの協定上の要求を十分に満たしていないと認める場合には、被請求締約者の中央当局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条

1　被請求締約者は、請求された共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施する。被請求締約者の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。

2　被請求締約者は、請求された共助を自己の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求締約者は、自己の法令に反しない限りにおいて、適当な場合には、前条3(2)、(6)又は(9)に規定する方法であって共助の請求に示されたものに従う。

3　被請求締約者の中央当局は、請求された共助の実施が被請求締約者の管轄内において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約者の中央当局間での協議の後に付すことができる。請求締約者は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4　被請求締約者は、請求締約者の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求締約者の中央当局は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求締約者の中央当局にその旨を通報するものとし、請求締約者の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5　被請求締約者の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求締約者の中央当局による合理的な照会に回答する。

6　被請求締約者の中央当局は、請求締約者の中央当局に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求締約者の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかった場合には、その理由につき請求締約者の中央当局に通報する。

第六条

1　被請求締約者は、両締約者の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに第十三条及び第十四条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求締約者が支払う。

2　両締約者の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになった場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第七条

1　請求締約者は、被請求締約者の中央当局の事前の同意がない限り、この協定の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。

2　被請求締約者の中央当局は、請求締約者がこの協定の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱うこと又は当該中央当局が定める他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求締約者は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

第八条

1　被請求締約者の中央当局は、請求締約者がこの協定の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2　被請求締約者の中央当局は、この協定の規定に従って提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求締約者が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3　請求締約者は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求締約者は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求締約者の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条

1　被請求締約者は、証言、供述又は物件を取得する。証言又は物件を取得するに当たり、被請求締約者は、強制措置（捜索又は差押えを含む。）をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求締約者の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。

2　被請求締約者は、証言、供述又は物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを容易にするよう、及び当該者が証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3　(1)　被請求締約者は、この条の規定に従って証言、供述又は物件の提出を求められた者が請求締約者の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言、供述又は物件を取得する。

(2)　被請求締約者は、証言、供述又は物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求締約者の手続に関して権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を請求締約者の中央当局に提供する。

第十条

1　被請求締約者は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、被請求締約者は、自己の法令に従って強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。

2　被請求締約者は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを容易にするよう最善の努力を払う。